

平成21年度長岡京市事務事業点検(事業仕分け)結果

班 別	第1班	時 間	午後1:40~2:20
事業番号	6	所管部署名	情報管理課
事業名	専門員による市民相談事業		
事業仕分け結果	市が実施 内容・規模の見直し		
内 訳	(1)不要	1人	
	(2)国及び府実施	-	
	(3)市実施 現行通り	1人	
	(4)市実施 内容・規模見直し	3人	
	(5)市実施 民間委託	-	
	(6)民営化(NPO、地域団体含む)	-	
<p>【「不要」とした委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士への委託は不要と考える。弁護士を紹介するにとどまる方がよい。 ・行政が受ける相談は多種多様にまたがる為、専門性を必要とする部分よりも窓口的な部分を強化すべき。 <p>【「市実施 現行通り」とした委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談の必要性についての分析が必要。拡大するなら、相談主体も含め検討する必要がある。 <p>【「市実施 内容・規模見直し」とした委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度調査や、その後の追跡調査等を行って、法律相談の必要性についての分析、回数、内容を見直すべきである。 ・“京都府弁護士会を紹介する”のを最初にしたり、単価の安い司法書士会や行政書士会に振り分けること、また調査内容によっては相続、贈与等は別相談として自己負担も検討していただきたい。 ・所得制限、あるいは自己負担制の導入が必要なのではないか。 ・利用者が少数である以上、利用者1人当たり5千~6千円の一般財源充当が妥当か、検討が必要である。 ・委託料の妥当性についても検証する必要があるのではないか。 			

※今後この事業をどうしていくかは、仕分け結果と仕分け委員からいただいた意見を考慮したうえで、市としての最終的な判断を行います。